

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書について

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 29 年 12 月 15 日提出

議会運営委員長 渡 辺 英 次

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

障害があるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者は年々増加しています。現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされています。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難なものにしています。

2014 年 1 月、わが国政府は国連・障害者権利条約の締結国に加わりました。条約には、第 19 条 (a) 「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されているとともに、第 28 条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食料、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとしています。

多くの障害児者と家族は、社会からの孤独と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいます。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ（いわゆる「ロングショート」）を余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題であるといえます。

よって、国においては、こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」「グループホームか、施設か」の選択ではなく、地域の中で重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、下記事項について強く要望します。

記

1. 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 前 2 項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 15 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、衆議院議長、
参議院議長

29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書について

29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成29年12月15日提出

議会運営委員長 渡辺英次

29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書

水田活用の産地交付金は、主食用米の需要量が年々減少する中で、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づき、水田における麦や大豆等の生産性向上、地域振興作物等の生産の取り組みを支援する制度として、北海道の米・水田農業の振興に大きく寄与してきました。

しかしながら、29年度産地交付金については、全国的な転作の深堀が進んだことにより戦略作物助成の支払いが大幅に増えて、水田フル活用の予算額が14.3%分しか残らない状況とされています。この結果、保留された2割分が目減りする見通しであり、昨年度に続き2年続けての予算不足が伝えられています。

28年度において北海道では、交付見込額229億5,000万円に対し、実際に交付されたのは89.2%にとどまりました。100%交付を前提に地域産地づくりに取り組んできた地域農業再生協議会や営農計画等を進めてきた生産現場に大きな混乱が生じました。

よって、国においては2年続けての産地交付金の支払い減額を回避するため、保留2割部分については、29年度補正予算措置などにより満額交付を行うとともに、次年度以降も戦略作物助成とは別枠で予算を十分確保するなど下記事項について強く要望します。

記

1. 平成29年度「産地交付金」の保留2割部分については、29年度補正予算などにより必要な金額を満額確保し、地域の取り組みに支障をきたさないようにすること。
2. 平成30年度「産地交付金」については、特色ある地域農業を支援するための制度としての位置づけを明確化させ「戦略作物助成」とは別枠で必要な予算を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月15日

士別市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長